

新地町空家等対策計画

平成 30 年 10 月

新 地 町

背景

近年、人口減少や高齢化の進展、居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い、全国的に空家等に関する問題が顕在化しております。

平成25年に総務省が実施した調査によると、全国の空家の総数は820万戸にも及び、全国の住宅総数に占める割合は13.5%で過去最高になりました。中には適切に管理されずに様々な問題を引き起こしている空家等もあり、倒壊の恐れなど安全性の低下・火災の危険性や防犯上の問題、ゴミの不法投棄等による環境衛生の悪化、景観の阻害等、地域の良好な生活環境を脅かす要因となっており、今後も空家等が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念されます。

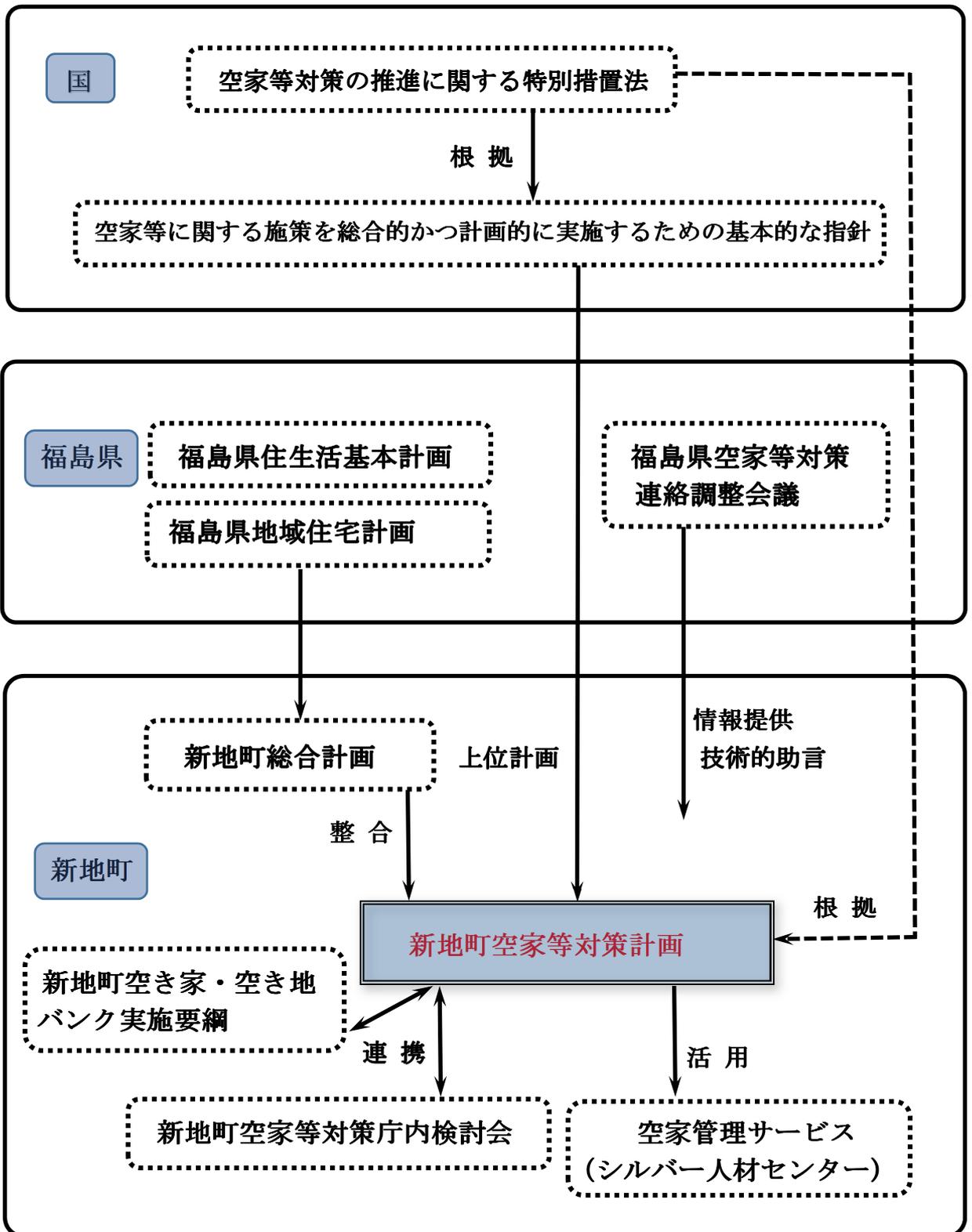
このような状況を背景として国は、平成26年11月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を議員立法により成立させ、平成27年2月には、その一部が施行されるとともに、国から「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）、平成27年5月には「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）が示され、法は、平成27年5月26日から施行されております。

新地町においても、放置された空家等については、町民の安全・安心な暮らしに悪影響を及ぼしており、町としても、空家等について適切に対応していく必要性が高まっていたことから、国から示されたガイドラインに沿って、新地町空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を作成しました。

計画の位置付け

「空家等対策計画」は、法第6条第1項の規定に基づき、町民の安全安心な地域社会の維持を図るため、空家等に関する問題で、町が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、新地町の空家等対策の基礎となるものです。

なお、位置付けは次図のとおりです。

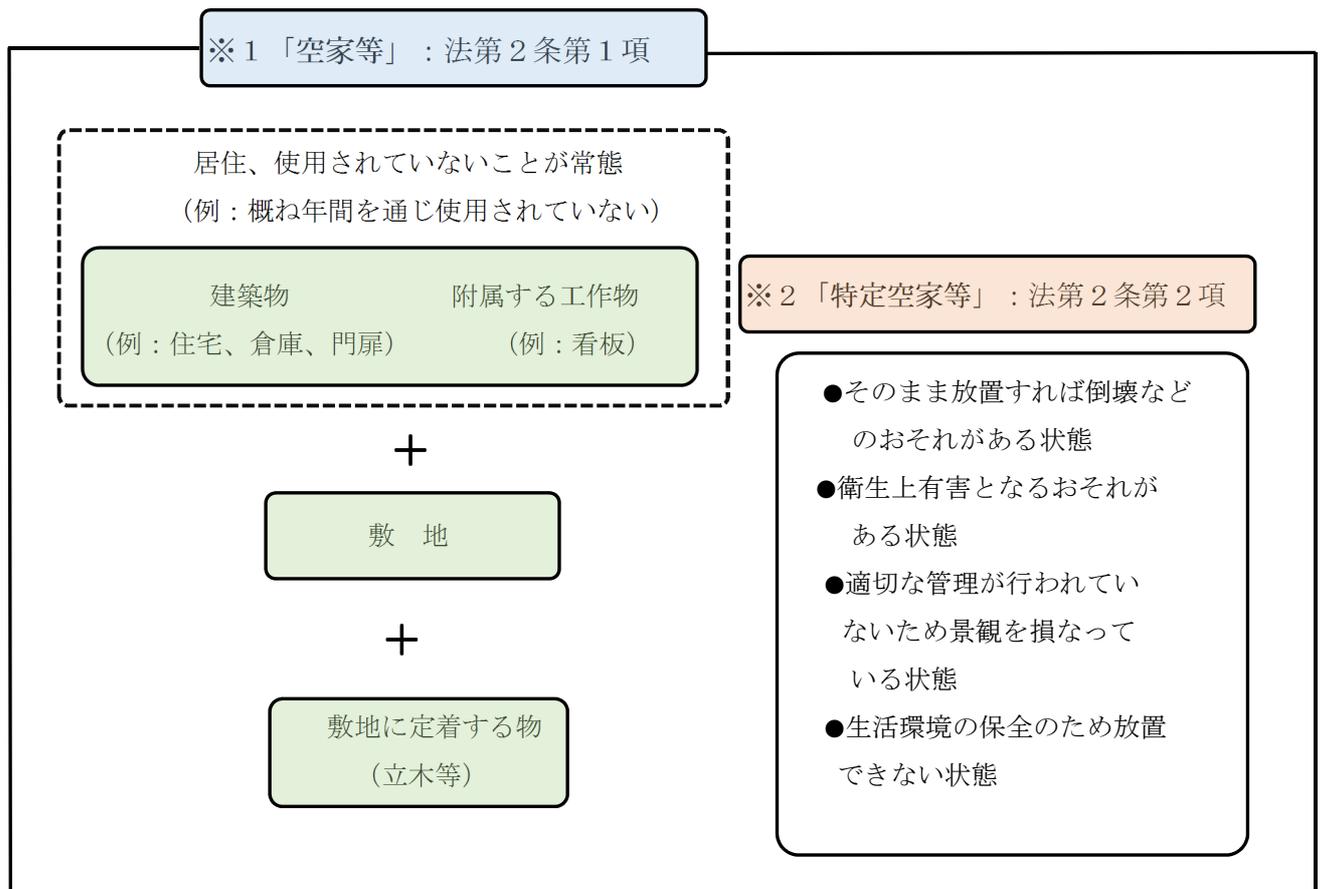


空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、法第2条第1項に定められている「空家等※1」とします。

なお、空家等のうち、「特定空家等※2」に指定された空家等については、地域の安全と快適な生活環境を早期に確保する必要があることから、危険度や緊急度、地域の要望などに応じて優先的に対策を進めていくこととします。

対象とする空家の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び同条第2項に規定された「特定空家等」とし、下図に示します。



空家等の現状と実態把握

本町では平成28年度に空家状況について、各行政区長から居住・空家・不明の3分類について情報をいただき、それを基に空家と思われる住宅等232戸について、外観目視による調査を行いました。

この調査結果から「住宅」と判定したものが202戸、「非住宅」が30戸確認され、(表1)の「住宅」の中で特に目立った破損等がみられず、比較的状态が良好で、今後利活用が可能と考えられる空家等は59戸、また、特定空家等の可能性が高いと判断された空家等は21戸となっています。(表2)

このことから、問題があると思われる21戸については、現地立入り調査を行うこととし、その他については、アンケート調査等を実施し、空家の実態把握に努めるとともに、利活用や維持管理についての助言等を行います。

また、新たな空家等の実態把握のため、各行政区長及び地域住民からの情報収集を継続的に行なうとともに、パトロールを実施します。

空家調査結果集計表(表1)

(単位:戸)

行政区	居住住宅	空家と思われる住宅等(現地調査実施分)		
		住宅	非住宅	合計
1	89	7	1	8
2	125	11	3	14
3	133	8		8
4	93	7	1	8
5	242	30	6	36
6	139	14	2	16
7	243	13		13
8	192	35	6	41
9	80	3		3
10	76	17		17
11	59	6	2	8
12	188	8	5	13
13	186	15	1	16
14	204	18		18
15	204	10	3	13
合計	2,253	202	30	232

○ 空家調査結果から「住宅」と判定したものを、下記の4種類に分類（表2）

分 類 内 容	戸 数
① 空家の可能性が非常に高く、かつ問題があると思われるもの イ 倒壊危険の可能性がある。 ロ 周辺に被害を及ぼす可能性がある。 ハ 管理不全で、防災・防犯・環境衛生の面で問題がある。 ニ 周囲に及ぼす影響は少ないが、早期に何らかの対策が必要である。	21戸
② 調査時に人の痕跡がなく、空家の可能性が高いもの	59戸
③ 調査時に住人や生活感の確認がとれ、居住住宅である可能性が高いもの	45戸
④ 外観調査時には、居住、空家の判断がつかなかったもの	77戸
合 計	202戸

基本方針

本町では、現に適正な管理がされていない空家等を原因とした問題が発生しており、この状況はさらなる進行が予想されます。

このような状況に鑑み、町民が安心して暮らせるまちづくりのために迅速、かつ効果的な対策を講じていくため、次の3つの対策を空家等対策の基本方針として計画を運用します。

空家等対策の3つの基本方針

空家等対策の基本方針 ①

「空家化の抑制・予防」対策

- 地域と連携し、空家等の実態把握に努めるとともに、所有者やその家族等に対し、適正管理の基本的な考え方や管理不全による諸問題、相続等による不動産の円滑な承継等にかかる周知を徹底していく中で責任意識の醸成を図りながら、空家化の抑制及び予防に努めます。

空家等対策の基本方針 ②

「空家の市場流通・活用促進」対策

- 空家等の活用や流通を促進するため、建築、不動産、法律等の幅広い分野の専門家との連携のもと、ワンストップ窓口として対応できる相談体制の整備を図ります。また、「新地町空き家・空き地バンク実施要綱」により地域と所有者の意向のマッチングについて、支援する仕組みを構築します。

空家等対策の基本方針 ③

「管理不全状態にある空家の抑制・解消」対策

- 管理不全状態にある空家等については、現地調査や所有者確認を行い、法に基づく助言、指導、勧告、命令など必要な措置を講じます。また、同法にかかわらず、他法令による措置が可能な場合は、「新地町空家等対策庁内検討会」で協議し、関係部署、関係機関と連携しながら、空家等全般に対し、管理不全対策を講じます。

計画の期間

空家等対策計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化等により必要に応じ、見直しを図ります。

計画の対象地区

計画の対象とする地区は新地町内全域とします。

ただし、利活用可能な「空家等」の利活用対策を重点的に進める必要がある場合は、「モデル地区」を、「特定空家等」の除去対策を重点的に進める必要がある場合は、「重点地区」を定めることができることとします。

空家等における状況別の対応方針

Ⓐ 空家等の除却及び利活用について、所有者等から相談があったもの

Ⓑ 管理が不適切な空家等について、地域住民から相談若しくは苦情があったもの

管理状況	空家の状態	所有者の意向	区分	対策の内容
適切に管理 されている 空家	そのまま 利活用でき る状態	利活用等の計画がある。	—	対策の必要なし
		利活用等の計画はなく、 対応に苦慮している。	Ⓐ	利活用等の助言 及び支援
	そのまま は利活用で きない状態	利活用等の計画がある。	—	対策の必要なし
		利活用等の計画はなく、 対応に苦慮している。	Ⓐ	利活用等の助言 及び支援

管理状況	空家の状態	所有者の意向	区分	対策の内容
適切な管理 がなされて いない空家	地域の生活 環境に影響 を与えてい ない状態	利活用の計画がある。	Ⓐ	管理指導
		利活用等の計画はなく、 対応に苦慮している。	Ⓐ	管理指導、利活 用等の助言及び 支援
		所有者等の特定が困難 な状態	Ⓑ	所有者等の調査、 管理指導
	地域の生活 環境に影響 を与えてい る状態	利活用の計画がある。	ⒶⒷ	除却等の助言 及び指導
		利活用等の計画はなく、 対応に苦慮している。	ⒶⒷ	除却及び利活用 等の助言及び指 導、勧告、命令、 代執行
		所有者等の特定が困難な 状態	Ⓑ	所有者等の調査、 除却等の助言 及び指導、勧告、 命令、代執行

空家等の適切な管理の促進

(1) 空家等の適正な管理に関する意識の醸成・啓発

町民や空家等の所有者に対して、空家等の適正な管理の必要性や所有者等の責務について広く周知するため、町の広報紙やホームページ、パンフレット等による情報発信などを行います。

(2) 町外居住者に対する空家等の適正管理に関する周知

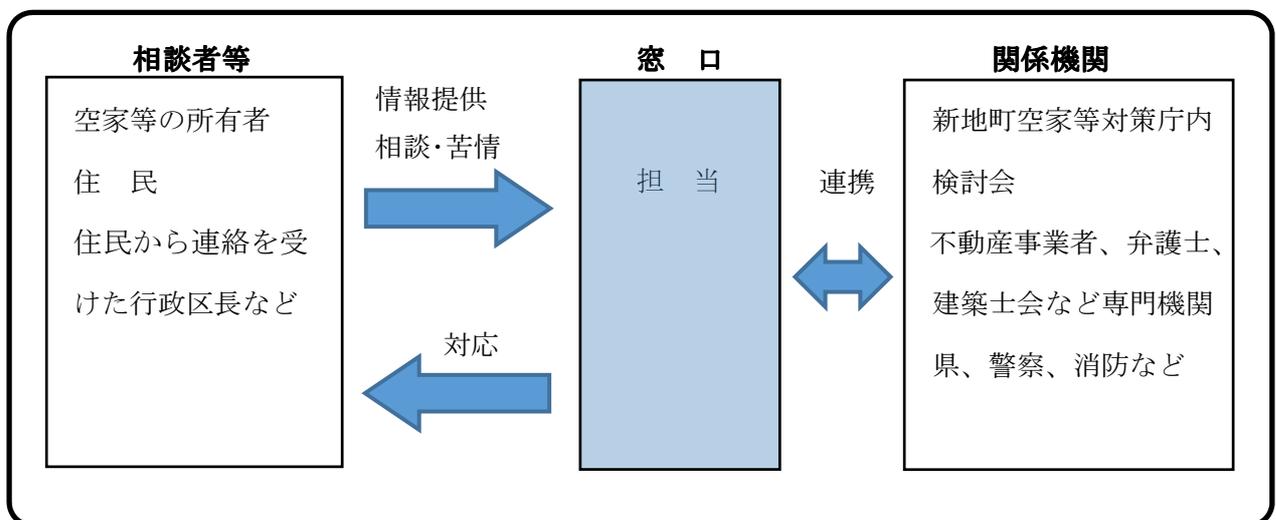
空家等の所有者は、町外に居住している方も多いため、町の広報紙やホームページによる情報発信のほか、税務担当部局と連携し、固定資産税の納税義務者や納税管理人に対して、空家等の適正管理に関する文書を送付するなどの周知を図ります。

(3) 相談窓口の一元化及び相談体制

町に寄せられる空家等に関する苦情や相談の窓口を一元化することで、相談先の明確化と利便性の向上を図るため、空家等に関する相談の窓口を庁内に設置し、「ワンストップ対応」をいたします。

また、空家等に関する多様な相談に柔軟に対応できるよう、国や県の関係機関を紹介するなど、専門家によるアドバイスを受けられる体制を整えます。

なお、対応が困難な事例が発生した場合には、関係機関と連携し対応していくこととします。



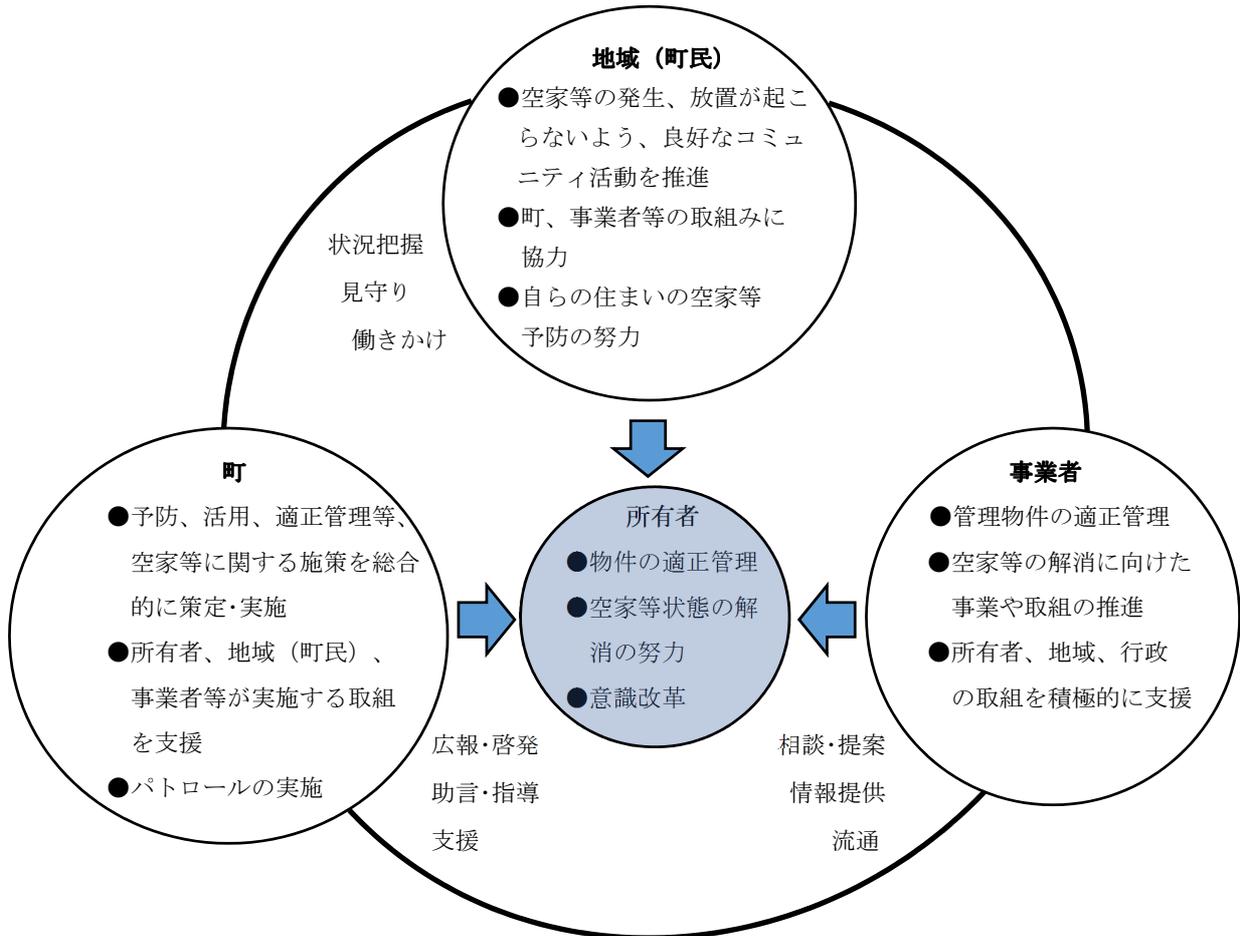
(4) 空家等管理代行サービス等の活用促進

空家等が適正に管理されずに放置される原因のひとつとして、空家等の所有者等が遠方に居住していることや、高齢のため、自ら管理することが困難であることなどが多く見受けられます。このような場合であっても空家等が適正に管理されるよう、空家等管理サービス等の活用について情報提供を受けられる仕組みづくりを行います。

(5) 危険老朽空き家等に関する除却の推進

町内の景観及び町民の安全安心の確保を図るため、町内に存在する危険老朽空家の解体・撤去の推進に係る政策づくりに取り組みます。

空家等対策実施体制



空家等及び跡地活用の促進

(1) 空き家・空き地バンクの利用促進

空家等の有効活用を通じて本町と都市住民の交流拡大や、定住促進による地域の活性化を図るため、空家等の売買、賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として空家等の利用を希望する者に対し提供する、空き家・空き地バンクの積極的な利活用に向けて取り組みます。

(2) リフォーム支援や耐震改修補助等の検討

国や県、金融機関などの支援制度を活用し、空家等の利活用に向けた住宅のリフォームや耐震改修工事などの取り組みを促進します。

(3) 跡地の活用に向けた取り組み

跡地の活用の促進のため土地の利活用について、道路の拡幅や待避所設置、公園、駐車場整備などに取り組みます。

特定空家等に対する考え方及び措置

特定空家等についても、適正な管理と同様に、所有者等が自己の責任において自主的に問題の改善及び解決を図ることを基本原則としたうえで、町民の良好な生活環境と安全・安心な暮らしを守るため、特定空家等に認定された所有者等に対して、管理不全な状態の改善を図るために必要な措置をとるよう「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」等の行政措置を行い、問題の早期解決に努めます。

なお、特定空家等の判定基準及び特定空家等に対する措置に関する行政手続きについては、法第14条の各項に定められた内容に基づくとともに、ガイドラインを踏まえて進めることとします。

特定空家等の認定

特定空家等の認定に際しては、当該空家等に関する周辺への影響、所有者等の状況、立入調査結果などの状況等を踏まえ、地域住民の生命、身体、財産、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられる空家等について、新地町空家等対策庁内検討会等で協議し、町長が認定します。

法による措置

(1) 助言又は指導

町長は、法第14条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

(2) 勧告

町長は、助言又は指導を行っても改善が見られない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

(3) 命令

町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を付けて必要な措置を講ずるよう命じます。なお、命令を実施する場合においては、法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者、又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えます。

(4) 行政代執行

町長は、命令を行っても改善が見られない場合は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、所有者等に代わり、当該空家等の解体など必要な措置を講じます。この際措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

既存法による措置

管理不全となった空家に対する対応として、法のほか、建築基準法・消防法・道路法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・災害対策基本法等の既存法での対応も考えられることから、当該空家の状況を踏まえ総合的に判断し対応を検討します。なお、対応に際しては、空家等の状況に応じた法律を適宜選択するほか、複合的な運用も検討することとします。

特に、空家等の危険な状態が急迫し、緊急時の管理行為が必要なことが判明した場合は、こうした既存法による措置対応を念頭に、関係部署と連携して迅速な対応に努めます。

空家等への対応が考えられる既存法の概要

法律	範囲	概要
建築基準法 第10条	勧告 命令 代執行	損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがある建築物の除去、移転、改築、増築、修繕、使用中止、使用制限その他保安上または衛生上必要な措置の勧告、命令、行政代執行をすることができる。
道路法 第43条	命令	道路管理者は、道路(第71条)及び条例で指定する沿道区間(第44条)において道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために必要な措置を命ずることができる。
廃棄物処理法 第19条の7	命令 代執行	一般廃棄物処理基準に適合しないごみや産業廃棄物等の不法投棄等により、生活環境の保全上支障がある場合に、市町村長は支障の除去発生の防止に必要な措置を命ずることができる。命令に従わない場合は、代執行することができる。
消防法 第3条	命令 代執行	消防長、消防署長、その他の消防吏員は、屋外において火災予防上危険な場合等について、空き家の周辺に放置された燃焼のおそれのある物件などの除去等を命ずることができる。
災害対策基本法 第64条	一時使用 收容 除去	市町村長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは收容することができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

資 料

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

- 第十五条** 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

- 第十六条** 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。